

春日部市訓令第4号

本 庁
出先機関

春日部市福祉事務所組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月24日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市福祉事務所組織規程の一部を改正する訓令

春日部市福祉事務所組織規程（平成17年訓令第27号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前											
(組織)		(組織)											
第2条		第2条											
福祉事務所	<table border="1"> <tr> <td>こども育成課</td> <td>こども育成担当 放課後児童クラブ担当 給付担当</td> </tr> <tr> <td>こども相談課</td> <td>相談管理担当 母子保健・相談担当</td> </tr> </table>	こども育成課	こども育成担当 放課後児童クラブ担当 給付担当	こども相談課	相談管理担当 母子保健・相談担当	福祉事務所	<table border="1"> <tr> <td>こども育成課</td> <td>こども育成担当 放課後児童クラブ担当</td> </tr> <tr> <td>こども相談課</td> <td>こども相談担当 母子保健担当</td> </tr> <tr> <td>こども支援課</td> <td>手当担当 医療担当</td> </tr> </table>	こども育成課	こども育成担当 放課後児童クラブ担当	こども相談課	こども相談担当 母子保健担当	こども支援課	手当担当 医療担当
こども育成課	こども育成担当 放課後児童クラブ担当 給付担当												
こども相談課	相談管理担当 母子保健・相談担当												
こども育成課	こども育成担当 放課後児童クラブ担当												
こども相談課	こども相談担当 母子保健担当												
こども支援課	手当担当 医療担当												
(職の設置)		(職の設置)											
第4条		第4条											
4 福祉事務所の職員は、行政組織規則第2条第6項第4号に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、同条第7項に規定する福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課及び障がい者支援課並びに同条第8項に規定するこども育成課、 <u>こども相談課</u> 及び保育課に配属された職員をもって充てる。この場合において、第1項及び第2項に規定する所長、担当部長、次長、担当次長、参事、課長、担当課長、主幹、主査及び主任は、次表に掲げる職をもって充てる。		4 福祉事務所の職員は、行政組織規則第2条第6項第4号に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、同条第7項に規定する福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課及び障がい者支援課並びに同条第8項に規定するこども育成課、 <u>こども相談課</u> 、 <u>こども支援課</u> 及び保育課に配属された職員をもって充てる。この場合において、第1項及び第2項に規定する所長、担当部長、次長、担当次長、参事、課長、担当課長、主幹、主査及び主任は、次表に掲げる職をもって充てる。											
職	充てる職	職	充てる職										
課長	行政組織規則第4条に規定する福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課</u> 及び保育課の当該課の課長	課長	行政組織規則第4条に規定する福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課</u> 、 <u>こども支援課</u> 及び保育課の当該課の課長										
担当課長	行政組織規則第4条に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課</u> 及び保育課の当該課の担当課長	担当課長	行政組織規則第4条に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課</u> 、 <u>こども支援課</u> 及び保育課の当該課の担当課長										
主幹	行政組織規則第4条に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、	主幹	行政組織規則第4条に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、										

	障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課</u> 及び保育課の当該課の主幹		障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課、こども支援課</u> 及び保育課の当該課の主幹
主査	行政組織規則第4条に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課</u> 及び保育課の当該課の主査	主査	行政組織規則第4条に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課、こども支援課</u> 及び保育課の当該課の主査
主任	行政組織規則第4条に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課</u> 及び保育課の当該課の主任	主任	行政組織規則第4条に規定する庄和総合支所福祉・健康保険担当、福祉総務課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、こども育成課、 <u>こども相談課、こども支援課</u> 及び保育課の当該課の主任

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。